

平成25年(ワ)第1356号、平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求事件

原告 甲ほか67名

被告 国

証 拠 説 明 書 (15) (甲A号証)

2017(平成29)年8月3日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	服	部	弘	昭
同 弁護士	李		博	盛
同 弁護士	後	藤	富	和
同 弁護士	中	原	昌	孝
同 弁護士	安	元	隆	治
同 弁護士	江	上	裕	之
同 弁護士	川	上	武	志
同 弁護士	祖	父	江	弘
同 弁護士	金		敏	寛
同 弁護士	池		上	遊
同 弁護士	服	部	貴	明
同 弁護士	柴	田	裕	之
同 弁護士	石	井	衆	介
同 弁護士	清	田	美	喜
同 弁護士	松	本	知	佳
同 弁護士	尾	崎	英	司
同 弁護士	朴		憲	浩

A号証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者等	立 証 趣 旨
甲160	判決	写	2017年 7月28日	大阪地方裁 判所第2民 事部	<p>本件と同種の訴訟において、被告の学校法人大阪朝鮮学園に対する不指定処分が取り消され、被告に対して、無償化法に基づく指定を義務づけたこと、</p> <p>ハ号規定の削除は、無償化法の委任の趣旨を逸脱するものとして、違法・無効と判断されたこと、</p> <p>大阪朝鮮学園では、私立学校法に基づき、財産目録、財務諸表等が作成されるとともに理事会等も開催されており、所轄庁である大阪府知事から、教育基本法、学校教育法等の法令に違反することを理由とする行政処分等を受けたことがないことから、規程13条適合性に疑念を生じさせる特段の事情がない限り、同条適合性が認められると判断するとともに、被告の指摘する報道等の存在及びこれに沿う事実をもって、特段の事情があるということとはできないと判断したこと等</p>

以上